

○東海大学科目等履修生に関する規程

(制定 1995年4月1日)

改訂	1997年4月1日	2000年10月1日
	2002年4月1日	2009年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2018年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	2026年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東海大学学則（以下「学則」という。）第48条に基づき、社会人等に対し、パートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため科目等履修生に関することを定める。ただし、科目等履修生のうち乗船実習課程生に関する規程及び体験留学生に関することは、別に定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第26条の各号の一に該当する者及び高等学校を当該年度内に卒業見込であって学校長に推薦された者とする。

(出願)

第3条 出願する者は、履修しようとする科目等を開講している各キャンパスのカレッジオフィス等に、別に定める所定の書類等を出願期間内に、提出しなければならない。

2 翌学期（次年度）以降も科目等履修生として出願する場合も同様とする。ただし、両学期にわたる開講科目を除く。

(審査・選考・許可)

第4条 科目等履修生として出願した者に対し、所管部署において資格審査を行う。

2 審査に「合格」した者に対し、該当科目を所管する学部長、所長又は部長は、授業科目担当責任者と履修についての可否の選考を行う。

3 前2項により選考の結果「可」の者で、出願料及び履修料の納入手続を完了した者に対し、学長は、「科目等履修生」として許可する。

第5条 科目等履修生は、学部長、所長又は部長の監督を受ける。

(履修料等)

第6条 科目等履修生の出願料及び履修料は、別に定める。

第7条 いったん納付した出願料及び履修料は、原則として返還しない。ただし、事情により、開講時において、未開講科目となった場合の履修料は、返還する。

(履修の方針)

第8条 単位の修得に当たっては、学科等にかかわる専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければならない。

(履修期間)

第9条 履修の期間は、許可した科目の開講期間内とする。

(履修の制限)

第10条 実験・実習・実技等の科目を履修できる者は、原則として東海大学を卒業した者に限る。

第11条 卒業論文・研究その他カリキュラム表に「他学部他学科履修不可科目」と表示された科目については、原則として履修を許可しない。

第12条 出願後の本人の事由による履修科目の変更等は、原則として認めない。

第13条 正規生の履修がない科目は、開講しない。この場合は、当該科目の履修許可の取消し又は科目変更を行うことがある。

第14条 当該学期（年度）において履修できる単位数は、16（医学部医学科は31）単位以内とする。

（単位の認定）

第15条 履修した授業科目の単位の認定及び成績の評価は、学則第22条の規定を準用する。

2 合格した科目については、本人の請求により「単位取得証明書」を発行する。

（身分）

第16条 科目等履修生として許可された者には、「科目等履修生証」を交付する。

第17条 科目等履修生が大学の秩序を乱し、学則若しくは大学の諸指示に違反したとき、科目等履修生の本分に反したとき又は履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。

（その他）

第18条 前条により科目等履修生としての身分が取り消された場合、科目等履修生の単位は、取り消された日付に遡って取り消す。

第19条 科目等履修生は、図書館、コンピュータ室等の本学施設の利用ができる。

第20条 科目等履修生は、正規生の学内諸団体に所属することはできない。

第21条 科目等履修生には、本学卒業の資格を付与しない。

第22条 科目等履修生には、学割、通学証明書等は発行しない。

第23条 許可された授業科目の取得状況が、正当な理由なくして申告単位数の過半数に満たない者は、翌学期（次年度）以降において科目等履修生に許可しないことがある。

（準用）

第24条 この規程に定めるほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則等を準用する。

付 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

付 則（2026年4月1日）

この規程は、2026年4月1日から施行する。